

## 通所リハビリテーション 利用料金表

○利用料金は、介護保険法の改正等により変更される場合がございます。

## (1) 基本料金 ※1割負担分です(青字は2割負担分)

※以下の基本料金(①通所リハビリテーション費及び②各種加算)については、介護報酬項目ごとに、地域加算(6級地10.33円)を乗じた額を掲載しています。実際の月単位の計算とは誤差が生じますので、あらかじめご了承ください。

## ①【通所リハビリテーション費】 6時間以上8時間未満

介護度	1日あたり
要介護1	750円 (1,500円)
要介護2	904円 (1,808円)
要介護3	1,056円 (2,111円)
要介護4	1,212円 (2,423円)
要介護5	1,365円 (2,729円)

## ②【加算料金】

加算項目	金額(1日あたり)	詳細
入浴介助加算	52円 (103円)	入浴された場合
✓ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	19円 (37円)	『介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が50%』に該当
✓ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		基本料金(①通所リハビリテーション費及び②加算項目)の合計に対し、1.9%を乗じた金額が加算されます
✓ 中重度者ケア体制加算	21円 (41円)	利用者総数のうち、前年度又は直近3ヶ月で要介護3以上の方が30%以上
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	238円(475円)/月	※(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかの算定になります 適宜適切でより効果の高いリハビリテーションの実現に向けて、計画書の充実や居宅ケアマネ・他の事業所との情報共有等を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)		
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	6ヶ月以内 1,054円(2,107円)/月 6ヶ月超え 723円(1,446円)/月	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	3ヶ月以内 114円 (227円)	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している方で、退院・退所・認定日から起算して3ヶ月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	3ヶ月以内 248円 (496円)	認知症であり且つリハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断し、集中的なリハビリテーションを行った場合 [週2日を限度]
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	3ヶ月以内 1,983円(3,967円)/月	認知症であり且つリハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断し、集中的なリハビリテーションを行った場合 [※リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定している方]
生活行為向上リハビリテーション実施加算	3ヶ月以内 2,066円(4,132円)/月 3ヶ月～6ヶ月以内 1,033円(2,066円)/月	社会参加など生活行為の向上に向けて、居宅など実際の生活場面における具体的な指導等において訪問と通所を組み合わせる等のリハビリテーションを行った場合 [※リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定している方]
社会参加支援加算	12円 (25円)	社会参加を支援し、厚生労働大臣が定める基準に該当する場合
若年性認知症利用者受入加算	62円 (124円)	40歳以上で若年性認知症の診断を受けている方
栄養改善加算[月2回を限度]	155円 (310円)/回	低栄養状態やその恐れのある方で栄養改善サービスを行った場合

口腔機能向上加算 [月2回を限度]	155円 (310円)/回	口腔機能低下やその恐れのある方で口腔機能向上サービスを行った場合
重症療養管理加算	103円 (207円)	厚生労働大臣が定める利用者に対し、計画的な医学的管理を継続して行い、且つ、療養上必要な処置を行った場合
施設送迎を行わない場合	(片道あたり) 49円引き (97円引き)	当施設が送迎を行わない場合には左記の料金を減額

## (2) その他の料金 ※自己負担分です

項目	1日あたり	詳細
✓ 食費	650 円	昼食代
✓ 日常生活品費	100 円	石鹸・タオル・おしぼり・シャンプー等
✓ 教養娯楽費	150 円	レクリエーション等で使用する材料費等
※紙おむつ	(1枚につき)100 円	} 利用された場合のみ請求させていただきます。
※紙パンツ	(1枚につき)170 円	
※尿とりパット	(1枚につき) 50 円	